

1 職務における業務活動等（研究活動等を除く。）に関する利益相反マネジメント・ポリシー制定の目的

東京医科大学は創立以来、「自主自学」を建学の精神とし「正義」「友愛」「奉仕」を校是に優れた医師の育成に努め、幾多の困難を乗り越えながら、我が国の医学、医療に大きな貢献を果たしている。この理念は医師としての品性と人間性の涵養、医学知識の享受とともに医療先進技術の習得、そして人類に貢献する研究心の向上と社会への貢献として形成されている。近年、社会的責任として社会活動の透明性の確保が一段と求められる中で、本学においてもその努力をさらに進めていく責務がある。本学の業務活動に携わる役員・職員（以下「職員等」という。）の意思を尊重する一方で、この活動に伴い発生し得る利益相反の問題に関し、社会への説明責任を果たし、本学のインテグリティを維持するために、また同時に、職員等が安心して職務に取り組める環境を整備するために、本学の業務活動に関する利益相反マネジメント・ポリシーを制定する。

2 利益相反マネジメントの基本方針

- (1) 医科大学の特性である教育、研究、診療の3つの機能を、本学の精神の基に社会的責任を果たしつつ、本学の健全な運営を推進するために、本学の職員等は本学との利益相反を生じる、あるいは生じるおそれのある行為をしてはならない。また本学の最善の利益となるように行われるべき判断について、その独立性を損なうことにつながる、あるいは損なうおそれのある金銭的またはその他の取引関係を調達先等との間で持つてはならない。
- (2) 本学の職員等は、自らと本学との間に利益の相反ないし不一致を生じさせる、もしくは生じるおそれのある状況が生じた場合には、別に定める規定に従ってその旨を報告しなければならない。利益相反の可能性について事前に報告することは、この方針を遵守していく上で最も重要である。
- (3) 本学は発生し得る利益相反の問題に関して、本学のインテグリティ維持の観点から以下に掲げる基本的な方針に沿って行動する。
 - ① 生じ得る利益相反を未然に防止し、生じた利益相反については影響を最小限にとどめるために、利益相反マネジメント体制を整備する。
 - ② 適切なマネジメントと情報開示により活動の透明性を確保する。また、社会への説明責任を本学が負うことを明確にすることにより、本学に対する社会からの信頼を維持する。
 - ③ 本学の利益相反マネジメントは、職員等の活動を制約するものではなく、職員等の自主性を最大限尊重するものである。同時に本学のインテグリティの確保と、職員等が安心して職務に取り組める環境を整備するためのものである。

3 利益相反の定義

利益相反とは、次に掲げる経済的利益相反、責務相反を指す。

- ① 経済的利益相反とは、職員等としての本学における地位に基づく責任ないし義務と、職員等が得る利益とが相反する状態をいう。
- ② 責務違反とは、職員等としての本学における地位に基づく責任ないし義務と、自身の本学以外の活動における責務とが相反している状態をいう。

4 利益相反マネジメントの対象者

- ① 本学の役員
- ② 本学に常勤・非常勤を問わず雇用されている職員
- ③ 本学から一定の身分を付与されている者
- ④ 対象者と生計を一にする配偶者及び一親等の者（両親及び子ども）についても利益相反が想定される経済的な利益関係がある場合には対象とする。

5 利益相反マネジメントの対象事例

次の事例を職務における業務活動等(研究活動を除く。)の利益相反マネジメントの対象とする。

- ① 兼業活動(対象範囲は別途定める。)を行っている場合
- ② 本学外の団体等から報酬、株式等何らかの経済的利益を得ている場合
- ③ 本学外の団体等へ職員等が自らの発明等を移転しあるいは使用許諾する場合
- ④ 本学外の団体等から寄附金、設備・備品の供与を受ける場合
- ⑤ ①から④の相手方等から何らかの便益を供与される者に対して、本学の施設・設備の利用を提供する場合
- ⑥ ①から④の相手方等から何らかの便益を供与される者から物品を購入しあるいは役務の提供を受ける場合
- ⑦ その他、本学外の団体等から、何らかの便益を供与されたことが明らかである場合、もしくは供与が想定される場合

6 利益相反マネジメント体制

本学における利益相反マネジメントに関する事項については、以下の組織と体制をもって対応する。

- (1) 学校法人東京医科大学倫理委員会(以下「法人倫理委員会」という。)は、利益相反の判定・対応につき判断を求められた時は最終決定をする。
- (2) 法人倫理委員会は、利益相反マネジメントに関する次の事項を担当する。
 - ① 利益相反マネジメント・ポリシー関連規程の整備
 - ② 利益相反マネジメントに関する施策の策定
 - ③ 利益相反の審査、判定、通知
 - ④ 利益相反マネジメントに関する普及・啓発活動
 - ⑤ その他の利益相反マネジメントに関する重要事項
- (3) 法人倫理委員会は、他の委員会等に前号に掲げる事項の一部を委任することができる。
- (4) 法人倫理委員会事務局に利益相反マネジメント担当を置く。利益相反マネジメント担当は、法人倫理委員会の指示に基づき、利益相反マネジメントに関する事務を主管する。

7 利益相反マネジメントに対する職員等の義務

職員等は、利益相反マネジメントのため、次のことを実施する義務を負う。

- (1) 職員等は、利益相反行為を未然に防止するように最大限の配慮及び客観的に必要とされる合理的な努力をしなければならない。また、万一利益相反が生じた場合にはその影響力を最小限にとどめるために、本学から要請される必要な事項に最大限協力しなければならない。
- (2) 職員等は、前号以外でも本学から利益相反マネジメントに関し、必要な協力を求められたときは、最大限協力をしなければならない。

8 その他、利益相反マネジメントに関し、必要な事項は別に定める。

附 則

このポリシーは、平成21年7月28日から施行し、平成21年4月1日から適用する。